

平成28年11月15日

陳情第94号

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める陳情書

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める陳情書

【陳情趣旨】

(1) 後期高齢者医療制度における高齢者負担率はほぼ11%になっており、前回算定時の10.73% (平成26・27年度) から0.26ポイントの上昇です。国は制度施行当初は公費5割、現役世代からの支援金4割、後期高齢者の保険料負担は1割と説明していましたが年々引き上がっています。

神奈川の保険料率は制度施行当初の所得割7.45%、均等割39,860円から、平成28・29年度は所得割8.66% (当初比1.21ポイント増)、均等割43,429円 (当初比3,569円増) となり、保険料率の増加は所得割16.2%増、均等割9%増で、保険料は2回連続で3.6%増となっています。

県広域連合では剰余金の活用や財政安定化基金の新たな積立を控えるなど、一定の保険料上昇抑制に向けた措置が取られてきましたが、消費税率の引き上げ、年金給付の引き下げ、介護保険料の引き上げ、医療費の負担増など高齢者の生活をとりまく状況は大変厳しくなっています。高齢者の貧困の拡大も影響し、保険料滞納者は平成28年5月末時点で20,651人であり、第2次安倍内閣発足後の平成25年5月末 (16,208人) よりも4千人以上も増加しています。今後も75才以上の医療費窓口負担や介護利用料の2割負担化などが予定され、高齢者の生活に深刻な影響を及ぼします。

(2) こうした状況の中で後期高齢者の保険料軽減特例措置は、段階的に縮小し2017年度から原則的に本則に戻すとされました。

低所得者の保険料軽減は、均等割9割、8.5割軽減から7、5、2割軽減とする
所得割5割軽減はなくす

元被扶養者の保険料軽減は、均等割9割軽減から5割軽減 (2年限り) とする

この見直しによって、例えば均等割8.5割軽減の方は2倍に、9割軽減の方は3倍に、元被扶養者で均等率9割の方は5倍から10倍に引き上げられます。実例での試算でも、年金収入78万2,800円の高齢者 (被扶養者) の保険料は5,650円から5万6,500円に10倍になる事例が、国会論戦の中で明らかになりました。

国は激変緩和措置を導入する意向ですが、このように軽減特例の廃止は低所得者の大幅な負担増を招くものです。対象者は全国で916万人 (被保険者比55.3% / 平成28年度当初) といわれ、神奈川でも42.3万人 (被保険者比43.5% / 平成28年3月時点) が対象です。

県広域連合によれば、神奈川の被保険者の所得状況は「所得なし」55.45%、「所得100万円未満」累計70.62%、「所得200万円未満」累計89.2%、「所得300万円未満」累計94.1%を占めています。

(3) 軽減特例の縮小・廃止には、各地の地方自治体や広域連合からも反対の決議が上がっています。全国後期高齢者医療広域連合協議会も、昨年11月に国に対し「高齢者の生活に影響を与える保険料にならないよう、現行制度を維持すること」などを求める要望書を提出しました。全県・全市町村から「軽減特例措置の見直しをやめよ」の声を大きくしていくことが必要です。

以上のことより、次の事項を実現していただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

一、後期高齢者の保険料軽減特例措置の見直しはやめ、恒久的制度として継続することを求める意見書を国に提出してください。

平成28年11月15日
小田原市議会議長
武松 忠 様

提出者
小田原市堀之内253-1
西湘地域社会保障推進協議会
事務局長 土屋 茂樹 ⑧